

Title	グリーン、エレベーター
Sub Title	
Author	明智, 瀧郎
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.2 (1911. 2) ,p.204(86)- 208(90)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110215-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

サトルが多数民衆を振起するが爲めに用ゐたもので、未だ曾つて斯くの如く確く深い信念を以て承認せられた經濟學説は恐らく他に無いであらう。久しく此法則は労働階級の運動に對する號令であり、最も剛毅勇敢な戦士の奮闘力を回復せしめる旗印であつた。然しながら殆ど殘忍に近い程正確に此「法則」は眞の「法則」でないことと云ふことが確證せらるゝの時期が到達した。換言すれば勞銀鐵則は毫も科學的の基礎を有するものでないことが明亮と爲つて、吾人の綱領の内から之を除去せざるを得ない時が来たのである。斯くて之が爲めに悲む可き内抗を生じて數多の戦士は新しい學説の前に兜を脱いで之を承認したと云ふ事實が眞であるとしても吾人は之を如何ともすることが出来ぬのである。今日に於ては此法則は最早何等の力を有せず何人も之を口にする事なく、遠くく吾人の心胸を離れたのである」云々と。

グレイン・エレベーター

明智 瀧 郎

輓近本邦に於ける倉庫業の發達は漸く其面目を更め、關西に於ける倉庫の如き其規模を擴張して海陸聯絡の設備を完うし、貨物の吸収を努むる蓋し昔時の比にあらず、然れども倉庫保管貨物の重用部分を占むるものは原料品及農産物にして、殊に農産物の大集散地には倉庫業の發達。盛んなるは明かなり。北米合衆國、英領加奈太等の農産國が大規模の倉庫を備へ、新規の設備を有するは、取引の關係、勞銀の高率等の事情もあるべきも歸する所は農産物の集散盛んなるが爲なり。吾儕は此に倉庫業發達の一端を窺はんが爲めグレイン・エレベーターについて述べんとす。

元來、grain elevator なる語は字義の如く穀物昇揚器に外ならずして、英歐に於ては此意義に用ゐらるゝも亞米利加に於ては其意義は擴張せられ倉庫の昇揚器は不充分のものとなり總稱してグレイン・エレベーターといふ。

ン、エレベーターと云ふ。故に換言せばグレイン・エレベーターとは穀物保管の爲に特別設備を施せる倉庫なり。

露西亞も農業國としてグレイン、エレベーターの施設存するも北米に於けるものに比すれば稍や遜色あり。

吾儕は加奈陀、太平洋鐵道會社がオンタリオ州ポート、ウイリアム(Fort William, Ontario)に於ける大規模なるグレイン、エレベーターに付き其設備及手續の一般を述べ之が概念を與へんと欲す先づ貨主が或停車場よりポート、ウイリアムに穀物輸送をなすときは(加奈陀太平洋鐵道會社は穀物散荷輸送に際しては一貨車以下は之を受けず)鐵道會社代理店は貨主に穀物積出受取書(Grain Shipping Receipt)を與ふ。

CANADIAN PACIFIC RAILWAY COMPANY	
GRAIN SHIPPING RECEIPT	
.....Station.....	1910
Received in bulk	Loaded in Car No.....
on and subject to the tariff of the C. P. R. C.,	
Lerein called the company, & to the payment of	
all tolls & charges thereby & under the terms &	
contract mention ed on this & the other side(aid	
which are on from the terms of the Consignor's	
Request to ship)	
from.....	(consignor)
.....	Bushels of.....
Said to weigh.....	lbs.
Consigned to.....	order
at Fort William	
.....Agent C. P. R.	

而して此受取書は貨主の裏書により流通性を有し大約券面數量により運送中の穀物は取引せらるゝものなり、貨車ポート、ウイリアムに着するときは加奈陀政府の検査官により検査せられ小麦は格付表に従つて格付せらるゝ、會社は格付決定後エレベーターに輸送す。加奈陀太平洋鐵道會社はポ

ト、ウイリアムにA B C D Eの五エレベーターを有し、同州、ポート、アーサーにキングスエレベーターを有す、就中A及Bは燕麥、大麥及品質低き小麥の保管に任じ、B D Eは品質高き小麥のみの保管を専門とす又キングスエレベーターは亞麻及汚損せるもの、濡れたるもの、熱せる穀物等のみを保管す。

エレベーターに送られたる穀物は下層の受槽 Hopperの中に投入せらる、此に蒸汽力を以て回轉せる調帯に無數の桶を附着せしめたる昇揚器は此穀物を運んで計量室 (Weighing Bin) に到る、此に官吏により計量せられ更に運送器により貯藏所 (Storage Bin) に到り各格付に従つて貯藏せらる。是に於てエレベーター係員は會社の計算課に其格付及量目の詳細を報知す。之により計算書 Expense Billを發行し貨主に送付す。

PHONO. LOT NO.	STORIED IN ELEVATOR.....
CANADIAN PACIFIC RAILWAY COMPANY	
All freight transported by this Company is Subject to their published Terms and Regulations	
Way Bill No.....	Fort William.....19
Car no.....	To the C. P. R. C. Dr.
For Transportation of Freight From	
to Fort William	
Nebushels Shrinkage Weight Rate C.P.R. Charges	
Trade.....	
Excess for	
Overloading	
Slip off at	
Inspectio	
Weighting	
Total	

此計算書と同時に政府検査局は貨主に量目、格付の證明書を送付す。

今貨主は其穀物を賣渡さんとせんに、加奈陀に於ける穀物取引は略全部ウイニペッグ穀物取引所 (Winnipeg Grain Exchange) に於て倉庫證券により行はるものなり、而して此倉庫證券は加奈陀太平洋鐵道會社のウイニペッグ穀物事務所に於て積出受取書及運賃其他諸掛支拂濟書と引き換へに渡すものなれば貨主は前掲諸書を事務所に渡し、支拂ひを終りて倉庫證券を受取るものなり。

勿論該倉庫證券により賣買取引は行はれ裏書により證券を取得したるものは保管料を支拂ひてエレベーターより貨物の引渡を受くるものなり。

倉庫證券は簡單にして勿論本邦の如き買入證券を附せず規定は凡て之を法令 (Manito Bagrain Act) に譲りたれば此に記せず。只其免責文句中一揆、叛亂、襲撃、内亂其他兵力により生ぜる火災により生ぜる損害は其責に任せずとなし其以外の原因による火災により被れる損害は責ありと規定せるが如き、我倉庫會社が同音に火災保険に附せざるときは火災より生ずる損害につきては責を負はずとなせるに比して其保險思想の發達如何に大なるかを知るべし。

以上吾儕は加奈陀太平洋鐵道會社の例を取りてグレイン、エレベーターの作用を述べたりたり、而して斯る大規模倉庫の發達は穀物の取引活潑にして充分なる收容能力を必要とすると同時に鐵道船舶の連絡上其荷役の敏捷を期するより生ぜしなり故に一方に穀物多額の活潑なる集散あると他方

に完全なる取引所なくんば斯る大規模の設備を要せざる所由なり。

終りに臨んで一言せんにグレイン、エレベーターの如き保管穀物と同種同格のものを一所に混合保管して引渡に際しても所要の額だけを取り出して引渡すものにて、されば是等倉庫證券には「會社は如何なる場合にも同一物の引渡を強制せらるるものにあらず、同等種類にて同等格付の穀物の引渡をなす」と記せり。亦北米加州の法律にも「貨物の受託者が受託物の種類に相當する物を返還して其義務を全ふすることを得」と定められたり。而れども倉庫が物品を保管するや其寄託品は特定物にして其返還に際しては原品を戻さざるべからざることを明かなり。此れ保管なる本来の意義にて已述の如き返還に際して同種の物品を以てせば可なりとする時は寧ろ其行爲は消費貸借と云はざるべからず故に米國に於けるが如き特別規定なき我國に於ては倉庫業務と云ひ能はざるが如きも商法は之れを禁ずるの意なきのみか地方に於いて小規

90 模の穀類混同保管せられつゝあるを見れば同種返還による寄託も亦保管と稱し得べきか記して高教を待つ(二月稿)

新 著 紹 介

岡村玄治著 法之真髓 嚴松堂發行

題して法之真髓と云ふ法の根本觀念に就き研究を試みたるものにして先づ宇宙人生を論じ法權利義務法人及び國家の意義に説き及べり著者は法を以て人道なりとし法と道徳との差別を認めず人の踐む可き道は時と處によりて變遷するものにして法は自然に存在すと雖も所謂自然法説の如く一定不易の法則にあらずとの斷定を以て議論の根底となしたり評者はもとより斯の如き大問題が一小冊子に於て論じ盡され得べきを信する者にはあざざれども著者の所論は餘りに無雜作にして且つ獨斷的なり、自然法に關する法則は眞に古來の大問題にして容易に其の是非を斷定し得ずと雖も著者の

説くが如くんば以て人定法説を斥くること甚だ難きを感ず、然し現今法學を修むる者は一般に現行法の解釋にのみ汲々として根本法理の研究に至りては聊か物足らぬ心地する折柄本書に接するを得たるは大に愉快に感ずる所なり評者は他日著者が更に進んで深淵精緻なる議論を公にせられんことを望むものなり。(西村富三郎)

青木徹二著 手形法論 第四版有斐閣發行

本書は立論の精銳にして行文の簡明なるを以て大に世に歡迎せられつゝある青木博士の商法全書の第四篇にして今度根本的に増訂せられて約七百頁の大冊となりたるものなり前版に於て深遠なる理論よりも寧ろ主として判例の批評に意を用ゐられたる様なるが本書に於ては手形に關する法理論も亦大に豊富となれり加ふるに現下の問題たる商法改正法律案をも一々引照せられたるを以て我が國に於ける手形法に關する最近の著書として學者及び實際家にとり絶好の參考者たることを紹介するものなり。(西村富三郎)

三 田 學 會 記 事

理財學會例會

去る四日午後六時より圖書館大廣間に於て例會を開けり開會の辭に次で高柳武男氏は「實證主義の哲學を論ず」の題下に該哲學の由來並に長所短所を指摘して平素瀟灑せる處を披瀝し、次に石川文吾氏は「保險事業の官營に就て」と題し先づ反對意見の根據とする官營の弊害を擧げて論評し更に官營の利益を述べ最後に官營の程度に論及して所謂小口保險營業の官營に適せる旨を説て結ばれ倉知誠夫氏は「演釋的事業と歸納的事業との差異」と題し英米兩國の事業振を精細に紹介批評せられ堀切教授の挨拶を以て閉會せり時正に十時なり。(ひら)

三田文學會講演大會

同會は去る四日午後一時より義塾第三十二番講堂に於て第九回講演大會を開會したり、先づ教授川合貞一氏の「開會の辭」に次ぎ、教授永井荷風氏は「十分間なる演題の下に、日本中古以來の建築と現代の建築とを比較詳述し、明治時代を代表すべき好個の建築物なきは畢竟藝術家に熱心なきと從事の慣習に囚はれたるに外ならずと論じ、次に黒田鵬心氏は「建築美術と批評の標準」と題し建築藝術上に於ける標準に就て詳細に審美的と實用的と時代に關して批評せられ、次で教授馬場孤蝶氏は「危險なる藝術」と題し封建

時代の政略的に作られたる君臣父子の關係を其儘現代に應用強制せんとするの非を論じ、赤塚々なる人生觀を説き、教授岩村透氏は「五分間なる題の下に例の快辯を振て滔々と西洋式に模倣せんとする我國人の缺點を述べ、次に平出修氏は「危險なる思想」と題し社會主義と無政府主義とに就て充分の注意の缺ける嫌なきに非らずと自己の感想を披瀝し、最後に岩野泡鳴氏は「現代思想の傾向」と題し井上博士が學者の立場として思想の甚だ淺薄なるを痛論せられて降壇閉會したるは午後六時にして當日は聴衆堂に溢れ無慮八百人以上中に女子大學、津田英學塾及び其他の女學生凡そ二十名も見受られたり(逸甫)

三田史學會例會

同會第七回例會は去月廿七日午後三時より大學部文科講堂に於て開催せられ教授田中萃一郎氏の挨拶に次ぎ會員小澤愛蘭氏は「徳川初葉に於ける我國と明及び琉球との關係」と題し徳川家康の對外政策より説起し慶長以前に於ける我と琉球との關係、慶長時代に入りて彼と明との關係、彼の我に對する來聘の怠慢、島津氏の督促、彼の倭傲、十四年の琉球征伐、其後に於ける島津氏の措置より更に其間に於て我の彼をして日支通交の復興を計らしめたる事等を詳述し其後琉球が日支兩國の王國たりしに拘はらず之に就て兩國何等の交渉衝突等の事無かりしは是れ偏に彼は名を尊び我は利を重んじたるに因るものなりと結び次に會員村田岩次郎氏は「國民の政治的心理を決定する主勢力の研究」と題し自然的(氏の